慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	経済的史観論の価値（四）
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.9 (1919. 9) ,p.1195(93)- 1209(107)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190901-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

接續機關等の調査一切を擧げて、これに附託するまでに進むだ、その成案を見るに、原案よりは却て規模を擴大し、從て豫算も著しく增額してゐる、一方、會議所内より四名の委員を擧げ委員は九百萬弗の範圍に於ては、何物の制肘をも受くることなく、自由に活動し得るの權能をも得て、その第一着手としては、アメリカハンブルヒ汽船會社と交渉して、その寄港地の中に加へしめ、次で、紐育、ニウヘブン、ハートフオード鐵道等に、これまで手數料を徵して使用せしめゐたる、棧橋を改脩して同汽船會社の專用に移した、因に同棧橋の工事は千九百十三年に及びて、その過半竣成した、委員は更に、市外西ボストンに乾船渠を建設し、又、東ボストンにも大棧橋を設け、茲に於て、ボストン港灣問題の解決も殆むと剩す所なきに至つたのである、乍併、この無比の良港を如何にして活用す可きかの大問題は、相次で商業會議所内に起り、會議所の意見としては、先づ廣くこれを内外に周知せしむるに在りとなし、恰も、當時開催せられたる國際的商業會議所會議を利用してこれに列席し世間の視聽を惹きたるのみならず、百方運動の結果は次回の會議場をボストンに指定せしめた、これ實に國際的商業會議所會議の、米國に於て開かれたる嚆矢である、而も、市勢の伸張に熱心なること火の如きボストン會議所は、猶、これに飽き足らずして、廣告的歐米旅行團を編成して、歐山米水の至る處に廣告を試み、その成績は頗る佳良にして、同地に開かれたる國際的商業會議所會議の際には、能く四十四個國家、五百五十都市より八百五十名の代表出席者を誘致することが出來たのである、又、特に南米に對しては、南米訪問隊を派遣して、三個月に彌りて、一萬六千哩を遍歷し、南米の天涯地角に向て、ボストンの印象を牢記せしめたのである。

ボストンのかくの如き白兵戰に挑まれたる、紐育が又舊態を墨守して、これに安むずることなきは當然である、當面の問題たる港灣改良の聲は期せずして起つた、今、千九百十三年會計年度の統計に依れば、紐育の輸入率は全國の五割八分を占め、その輸出率の如きも、ボストンと比せば正に十三倍の額を示してゐる、實に商勢隆々たる紐育が、列環都市の間に君臨するの狀は目醒しきものであるが、事の頗る大なるだけそれだけ自づと惰氣を生み易きことも事實である、而も、爛熟したるが如き大紐育市の財界が面のあたりボストン商業會議所等の、挑戰に會して活躍するの秋が正に來たのである、その商業會議所が、これと對立して港灣問題の陣容を整へ、不屈の意氣を示したのは、それより間もなきことに屬してゐるのである。

（附記）都市計畫問題に關して、米國各商業會議所が、いかに活動せるかの要領は、この抄錄によりて、これを略知することを得たりと信ず、更に、詳細に本問題を研究せむとする人々の爲めに、原著を記述して、以てこの小篇を了る可し、原著は Williams College の Department of Political Science の爲めに、印行せられたるものにして、千九百十五年の出版に係り American Chambers of Commerce と題し Kenneth Sburges の著作なり、本邦の書林にても持合ある筈なり。

經濟的史觀論の價値（四）

野村兼太郎

五

一概に社會主義と稱すると雖も、其の理論の據る所に依つて、互に其の說を異にす。マルクス以前に於ける空想的(Utopia)社會主義は暫く

論せずとするも、マルクス以後所謂科學的社會主義 Scientific Socialism と稱するものゝ內にも其の主張する所種々あり。されど少くとも現在の科學的社會主義にありては、不平等なる私有財產、殊に生產要具の私有を全廢せんとする根本的要求に就ては同一なりと思惟す。然乍らこゝには斯如きことを論ぜんと欲するにあらず。唯セリグマンが其の著「經濟的史觀論」に於て、經濟的史觀論の反對說の一として提示したる、經濟的史觀論は社會主義の臭味を帶びたるが故に非なりとするものに對して論辯し、更にセリグマンとは異りたる見地よりして、經濟的史觀論と社會主義との關係を明かにせんと欲するのみなり。

セリグマンは此の反對說に對して、幸にも經濟的史觀論と社會主義とは何等關係なきものなりとなし、唯會々偶然にも二說の創設者が其の人物を同じうせるのみなりと斷定せり。(1)然乍ら果して經濟的史觀論と社會主義とは偶然に其の創設者を一にしたりと云ふに過ぎざるか。余はセリグマンが屢々何等關係を有せざるものなりと斷言するにも拘らず。尙ほ經濟的史觀論と社會主義との間には何等かの脈絡あるものなることを信ぜざるを得ざるなり。

素よりセリグマンの云ふが如く、社會主義は「如何にあるべきや」what ought to be を問題とする學說にして、物的史觀論は「如何にありたりしや」what has been を主題とするものなり。(2)故に前者と後者とは絕對に混同すべきものにあらざれども、社會主義の「如何にあるべきや」は、氏の云ふが如く、單なる思辯的理想 a speculative ideal にはあらずして、「如何にありたりしや」より論理的に當然推理さるべき「如何にあるべきや」に外ならず。故に氏の云ふが如く社會主義と經濟的史觀論とは偶然一マルクスの心中に、別々に生じたる學說にあらず。少くとも經濟的史觀論と科學的社會主義の理論的根據としての餘剩價値說とは恐らく相離れて思考されたるものにはあらざるべし。更にすでに述べたるが如く經濟的史觀論の二要素——人類文化の經濟的說明と社會組織進化論との二つも亦相俟つて科學的社會主義を構成するに至りしものなり。加ふるに若し經濟的史觀論にして價値あるものなりとせば、單にかくありたりと云ふ判斷にのみ有力たるのみならず。將來かくあるべしとの推測にも有力たらざるべからず。(勿論かくあるべしと推測することは、かくあらざるべからずと豫言すると同じからず。吾人が吾人の自由意思を許容する限り豫言的斷定を下すことを得ず。豫言と自由意思とは相容れざるものなればなり。然れども將來かくあるべしと豫測するは可能なり。豫測は絕對的必然性を有せずして、唯相對的必然性を有するに過ぎざればなり。素より斯如きは敢て多言を費す必要なけれども、唯誤解を恐れて一言附加するものなり。)之を要するに經濟的史觀論は經濟的見地よりせる人類の歷史の解釋にして、社會主義少くとも所謂科學的社會主義と稱せらるゝものは、同一の見地よりせる未來の歷史の豫測なり。例へば社會主義が生產要具の私有を禁止せんと欲するのは、現在の資本主義的社會組織にあつては、經濟上より見て到底將來迄社會組織の安全を持續し得ずと考ふるが故なり。果して其の豫測の如くになるや否やは、吾人々類の判斷以上に出づると雖も、斯く社會を改造せんとなす方が人類文化の發展に貢獻することより多しと信ずるが故に、しかせんと努力するなるべし。人生は怠惰遊逸の成果にあらず。文化は人類努力の凝結なり。すべての

ものは單になるべきまゝになるにあらず。勿論、運命の力は極めて強大なり、偶然はすべての事實に重大なる役目を演ず。然乍らそは一の力のみ、作用のみ。吾人の意思は是を支配し指導し、一歩一歩文化をして完璧の域に達せしめざるべからず。斯如き文化目的に對して、近き將來に於て、最も適應せる社會狀態として社會主義の理想を許容するとせば、斯如き文化完成の過程に於て根本的要素たる經濟的解釋が社會主義を構成するに、根本に於て全然相容れざる觀念なりとなすは當を得ず。故に例へばベルンシュタインの如く、經濟上の原動力以外に宗教政治倫理等の非經濟的原動力の力を認め(3)經濟的史觀論の限界を縮少したる學者の社會主義は、唯物史觀萬能を說へたる者のそれに比して、甚しく異なれり。これ兩者の關係を語るものにあらずや。

以上述べたる如く、社會主義創設者たるマルクスの見地より見るも、果た又社會主義そのものより見るも、經濟的史觀論と社會主義とは相離れて考ふべからざるものなりとせば、經濟的史觀論が社會主義的臭味を帶ぶてふ攻擊に對して如何に是を辯護すべきや。余は斯如き攻擊は何等の意義を有せざるものなりと思惟せざるを得ず。素より經濟的史觀論と社會主義と嚴然區別すべきこと、恰も經濟原論と經濟政策とを混同すべからざるが如し。然乍ら經濟的史觀論が史觀論中に於て有力なる以上、それに基く社會主義は一部の眞理を有す。故に經濟的史觀論が其の內容を變更して唯物萬能を排斥するや、一方社會主義がベルンシュタイン、ヴオルトマン、テューガン。バラノヴスキー等の修正を必要としたるなり。(4)それセリグマンの如く、テューガン・バラノヴスキーの修正を目して直ちに社會主義を否定し去らんとするは、些か早計に失せるの謗を免れざるべし。經濟的史觀は是を適用する多少の程度に於てこそ修正さるゝと雖も、經濟的史觀そのものに關しては何等の變更をもなすことを得ず。之に反して社會主義は各人の推測する處に依つて、或は又其の理論的根據の異なるに從つて、其の主張する處を異にす。これ前者が原論的のものにして後者が政策的のものなるが故にして、毫も異とするに足らざるなり。

要するに吾人が未來を推測するに當つて、正當なる論理的歸結として社會主義を提唱するとせば、其の判斷の過程に於て、經濟的史觀論は必然參加すべきものなり。勿論唯物的社會主義が正しからざること、恰も唯物史觀のみを以つて社會を觀察することの正しからざるが如し。故に經濟的史觀論をなすもの必ずしも所謂社會主義者にあらず。然れども之に反して正當なる社會主義は經濟的史觀論と密接なる關係を有すること論なし。經濟的史觀論は正しき社會主義に取り入れらるべく、從つてそれが社會主義的臭味を帶ぶること避くべからず。殊に近世經濟組織の發達せる時に於て特に然りとす。敢て斯如き反對論は意とするに足らざるなり。

（註一）Seligman:— op. cit. p. 105.（譯書一〇五——六頁）
（註二）ditto. p. 108.（譯書一〇七頁）
（註三）Bernstein:— op. cit. pp. 12.
（註四）Woltmann:— Die historiochе Materialismus, Darstellung u. Kritik der Marxistischen Weltanschaung. Tugan-Baranowsky:—Theoretische Grundlage des Marxismus.

（註四）セリグマンは其の著「經濟的史觀論」の第二版に於て左の如きNoteを附せり。即ちテューガン・バラノヴスキーの前揭書を引用して

"He (Tugan-Baranowsky) recognized the fact, however, that this second doctrine (that of class-struggle) is not in any way a logical conclusion

from the first doctrine (that the material economic factors are the determining elements in history.).....Tugan-Baranowsky then takes up in turn the labor theory of value, the doctrine of surplus value, the impoverishment theory, and the doctorine of the cataclysm of society, showing that each one of these is no longer tenable in the face of the criticisms urged by the economists. What then, we may ask, is left of scientific socialism?" (P.111 譯書になし。)

テガーガン、バラノヴスキーはセリグマンの云ふが如く、マルクスの唯物的客觀主義に對して、幾多の修正をなしたりと雖も、彼の科學的社會主義の根本を否定するものにあらず。例へば彼はマルクス主義者の如く、社會的爭鬪は經濟的利益よりのみ生起するとせるを否定し、或ひは亦鬪爭を國家内の階級間のみに止らず、各階級を包含せる國家間相互にも存することを主張する等、マルクス、エンゲルスの謬見を指適したりと雖も、前述せる社會主義の根本思想を否定せるに非ず。（前掲書參照）尙ほ彼の主張に關しては改めて他日論述せんと欲す。今其の序文の一部を示して彼の主張せんと欲する處の一般を示すに止めん。曰く、

"Nun verforgt die vorliegende Schrift nicht bloss polemische Ziele; Zwar werden Marxschen Lehren Kritisiert, aber es wird versucht, neben der negativen auch positive Kritik zu treiben. Es wird gestrebt, das gesunde undrichtige im Marxismus zu verwerten und weiter zu entwickeln."

六

次に第四の問題たる歷史的法則と經濟的史觀論との關係に就て論せんと欲す。然乍ら先づ元來歷史的法則なるものは存在するや否や。若し存在するとせば如何なるものなりや。以下余の信ずる所を述べんと欲す。

通常吾人が法則と稱するものには、其の判斷の形式よりして、大體二種類に大別することを得べし。即ち一は Sollen の法則 規範的法則若しくは當爲の法則）にして、他は Sein の法則（存在の法則）なり。當爲の法則とは吾人の意思に對して命令的性質を帶びたるものにして、法律、道德律等是に適應す。存在の法則と云ふはすべてのものを、そがあるがまゝに規定するものにして、これを更に二個に分つて、純然たる經驗的事實より成立する經驗的法則と、存在の必然的約束として先天的根據を有する數學の法則の如き公理的法則とになすことを得べし。されど公理的法則に關しては、すでにカントの云へるが如く一般の科學的法則と稍々其の性質を異にするが故に、暫く問題外となし、今は經驗的法則に就て論ぜんと欲す。

經驗的法則は是を判斷の形式にて表はせば、「これは赤なり」。と云ふが如き判斷なり。吾人があるものを赤なりと判斷するには、勿論吾人の感覺が是を赤と知覺する一の經驗を必要とす

此の點に關しては當爲の法則、例へば「人は公道を重んずべし。」と云へるが如き法則は、唯吾人の意思の要求（Willensforderung）に從ひて、論理的不許不、又時としては感情的反動に基きて規定され、吾人自身は何等事物的知覺をば必要とせざるが故に、經驗的法則とは全然區別せざるべからざるものなるべし。然乍ら余は更に斯如き經驗的判斷も、其のこれを下すに至る根底を探究する時は、そも亦一の意思要求に基けるものにあらずやと思考す。

即ち「これは赤なり。」てふ判斷の生ずるは、單に吾人の主觀的作用にて赤色てふ概念を構成する以外に、すでに存する知覺の必然的なる性質を必要とするものなり。即ちボアンカレー Poincare の所謂感官の證明（Le temoingage de mes sens）に等しく、吾人の自由に立入るべき餘地を有せざるものなり。

更らに是を說明せんに、吾人が「これは赤なり。」てふ判斷を下すは、單に任意に赤なりと思惟するが故に赤なりとするにあらず。若し單に余が赤と斷定するのみにて、何等其處に赤そのものとしての普遍性なしとせば、余が赤なりと思惟するものを、他人も亦必ず赤なりと知覺するや否や疑問なり。よし又他人も赤なりと知覺するとするも、嚴密に是を云へば、其の赤てふ概念の內容は余のそれとは全く異れるものなるやも計られず。事實恐らく異れるものなるべし。唯吾人は實際上そこに普遍的妥當性を假定し豫想せるなり。然乍ら斯如き普遍的妥當性は其の實際に於て大なる權威を有す。然らばそは如何にして生じたるものなりや。單に經驗的知覺より生せるものとは思考するを得ず。何となれば知覺の如き單純なる性質のものが、斯如き權威ある結果を生ずると思考し得ざればなり。

余は寧ろ斯如き經驗的判斷の所產に過ぎざる經驗的法則も要するに其の基く所は意思の要求[1]にあらずやと思考す。即ち「赤なり」と云ふは「赤ならざるべからず」てふ形式の一變形と見ることを得べしと信ず。

要之に法則とは意思要求の命令法の內容、或は斯如き內容に類似のものとして觀察さるべきものなり。

斯如き法則を成立せしむべき論理的根據として、ある根本的の力の存在することを必要とす。ウインデルバンドが「吾人を主として見れば論理的なるものは一の「當爲」(不許不)なり。されど此の當爲は其の根據をあるものゝ內に持たざるべからず。其のあるものはその價値がそれ自身に存し、而してそれは經驗的(誤り得べき irrensfaliges.) 意識に關係することに依つて、始めて經驗的意識に對し、一の規範 (Normen.) 一の當爲となるものなり。」[2]と云へり。然乍ら此の種の問題に關して、是れ以上紙數を費すの必要なしと思惟す。唯余は斯如き根本的あるものは必然人類文化の根底——眞の實在に對して關係あるものなりと信ず。然乍らこゝに論ぜんと欲するものは斯如き形而上學的問題にあらずして、然らば歷史的法則とは如何なるものか、如何にして發見し得るやの問題にあり。今直ちに此の問題に入るに先立つて、尙ほ少しく一般的に法則と因果律との關係に就て論ぜんと欲す。

すでに第四節に於て簡單に述べたる如く、常に二個の事實が相附隨して惹起する時、兩者間に因果關係ありとす。前述せる二種の法則の何れたるを問はず、其の法則の成立するはこゝに因果關係存在し、依つて以つて法則性 Gesetzmässigkeit を認識するにあり。然乍ら今こゝに當面の問題とするは所謂自然科學的法則にあらず。

即ちAの次に繼起するBが、如何なる時、如何なる處にても必然的に惹起すれば、其の因果律を法則性と同一に思考す。然るに今こゝに問題とせる歷史的法則の依つて立つ所を見るに、斯如く簡單に其の因果律を發見することを得ず。即ち歷史的對象は通常唯一回限り生起せらるゝものと思惟す。斯如き唯一回限り生起する事象間に尙ほ因果律ありや否や。換言すれば個別的因果律 Individuelle Kausalität は可能なりや否やこれ歷史的法則を可能なりや否やの根本なりと思考す。勿論個別的因果律の全部が歷史的法則の基本たる史的因果律にはあらず。唯史的因果律は個別的因果律の一部分なるが故に、個別的因果律の可能は其の基本となるなり。

今此の問題に入るに先立つて、簡單にリッケルトの科學に關する所論を紹介せんと欲す。何となれば氏の科學論は以下の所論に重大なる關係

を有すればなり。リッケルトは知識が論理的要求に依つて、次第に科學となるに至る迄に、幾多の階段を經過することを必要とせり。氏は先づ第一に直接に與へられたるものを、個々の狀態に於て、指定する形式を所與性の範疇 Kategorie der Gebenheit と稱せり。即ち「これは赤なり。」と云ふが如く、此の赤と云ふ個々の狀態を指定するものなり。次に實在の範疇ありて、所與性の範疇に依りて加工せられし直接經驗が、これに依つて始めて客觀的實在となるに至るなり。リッケルトはこれを構成的範疇と稱し、時間空間及び因果律の三形式を以て是に當てたり。然乍らこれ丈けにては未だ科學的法則にあらずして唯單なる客觀的實在に過ぎず。例へば「燐は四十四度にて熔解す。」てふ事實的知識なるが如し。こが科學的法則とならんには、他に方法論的範疇を必要とせり。從つて自然科學は唯客觀的實在をある立場より組立てたるものに過ぎず。此の立法論的範疇と構成論的範疇とを區別するとよりしてこゝに自然科學對文化科學の區別を導き出だせり。余はすでに本論文の劈頭に於て述べたるが如く、直ちにリッケルトの所說に贊同することを躊躇する者なれども、歷史的科學も亦科學たり得るとする點に於て、リッケルトに贊する者なり。然れどもリッケルトの論ずる如く自然科學は因果律等の構成的範疇に、文化科學は文化價値の如き目的觀念たる方法論的範疇に依つて成立するとなす區別は、[3]興味ある區別なりと思惟すると雖も、余は果して自然科學と文化科學との間に絕對の限界を認容すべきや否やに就ては未だ疑問を抱く者なり。こは後にも述ぶるが如く自然法則と歷史法則との區別に關しても同樣の疑問に逢着す。唯哲學的論文にあらざる本論文に於ては、是等の問題に關して、深く立ち入らずして、單に一の疑問たるに止めんとす。

尙ほ次に個別的因果律に關しても、ウィンデルバンド、リッケルト、ジンメル、及び左右田博士等の所論を論究するの必要あれども、本論文に於ては寧ろかゝる問題よりも、個別的因果律に基くべき歷史的法則が、經濟的史觀論中に含まれたる法則的要素と如何なる關係を有するやを論ずるを以つて目的とするが故に、以下直ちに余の思考する所に依つて、個別的因果律に就て論せんと欲す。[1]

歷史上唯一回より繼起せずと思考せらるゝ事象――素より嚴格なる意味より云へば、如何なる事實も雖も、一回以上全く同一に繰返すものは絕對になし。されど前に法則に於て實際上乃至便宜上普遍妥當性を認めたるが如く、所謂自然科學的事象は暫く是を除く。――即ちAがBを一度繼起せる後は、再びAと云ふ現象の惹起することなく、從つてBの繼起することなきが如き事象は、一見其の間に何等の因果關係をも存せざるが如くなるも、深く其の內的必然性を考察する時には、其處に一の因果關係の存在せることを認むるを得べし。例へば彫刻家が一個の像を製作せんとするに當つて、第一に刻せし刀と第二刀との間に何等因果關係なきが如きも、更に其の內的必然性を考ふる時に、そこに一箇の因果關係の存在せるを見る。更にかゝる單一の事象に止らず、複雜なる社會現象を觀察するに、すでに第四節に於て述べたるが如く、社會現象は常に一の總合現象として現るゝが故に、尙ほ抽象されたる個々の素成現象に於て因果關係を發見し得ること前述の如し。然乍ら果して斯如き經驗的確實性 empirische Gewissheit を有するに過ぎざるものゝみが因果律を構成し得るに止まるや。社會に生起する一の總合現象全體

がそれに續いて起る總合現象との間に、何等內的必然性を有せざるや。更に又是等箇々の現象間に存する因果關係を認むることを得ざるや。

余は推論の便宜と叙述の簡單を期する點よりして、先づ歸結を先にして論ずべし。

余は唯物的無神論者が人類は無目的にして、一に運命に依つて左右され、唯生命あるが故に生存する動物に過ぎずと確信するが如く、人類は自由意思を有し、文化目的に向つて努力するものなりと信ず。吾人は一の文化目的を有ずることに依つてのみ、すべてのものに對して價値判斷を下すことを得。第四節に於ても一言せるが如く、自然的本能的要求に基く欲望價値以外に理想的自由意思的要求に基く理性價値の意識存するなり。斯如き理性價値の終極に一の文化價値を意識するが故に、此の文化價値に到達せんとするあらゆる人類の行動は一の努力にして其の所產はそれ自體大なる價値を有す。斯く一の文化價値を目的とする人類の社會的生活行程に於て、必然的に一の統一を齎す。そは亂雜なるべき利己を中心とする社會現象が一の秩序を有し、而も外見相互扶助を行ふが如く見ゆるは、眞に徹底せる利己は事實上人生の眞の目的と適應するが故なり。眞の利己は其の有する天賦の才能を充分に發揮する時に於てのみ徹底さるべく、理想的社會制度は各個人をして各自其天賦の才能を充分に發揮し得るが如き組織たらざるべからず。而してすべての社會現象を一貫して一の統一を齎し、個別的にして多樣なる歷史的因果關係に、そが概念的叙述上必然的なるが如く、自然科學的因果律に依る了解を待つ以外に、歷史的因果律それ自體に必然性 Notwendigkeit を附與す。

元來客觀的社會事象に對して原因結果の差別を事實其のものに求むることは絕對に不可能なり。社會的現象は一の持續に外ならず。かゝる持續に對してこゝに限界線を求むるは到底思考することを得ず。唯斯如き實在そのものを記述摸寫する際に概念化されたる事實となりて、始めて因果の判斷を下すことを得るなり。斯くして下されたる個別的因果律が可能なりとせらるゝは、其の間に前述せる必然性を有するが故なり。AはBを繼起することは必然的なること、若しAにして再起し得るとせば——實際に於てAは再起することなけれども——Bは必然的に繼起せられざるべからず。斯如き必然性は前述せるが如く、人間の行動がある目的——文化價値——に統一連結せらるゝことに依つてのみ可能なりと思惟す。例へば藝術上の作品が特に個別的方面を、著しく發達せしめたるものなるにも拘らず、尙ほ一の基本的當爲 Sollen に統一せらるゝは、等しく斯如き文化目的に歸一せらるゝが故なり。

以上述べたるが如く、歷史的因果律が可能なりと思考するが故に、若しこゝに歷史的法則なるものを認めんと欲するならば、唯斯如き因果律に基きてのみ可能なりと信ずるなり。

若しそれセリグマンが論ずるが如き、「歷史的法則とは多數の事實の間に於ける實際の關係に就て、是が說明記述をなせるものなり。」[5]と云ふが如き所說は首肯し得ざるものなりとす。複雜多樣なる社會的現象を一々分析抽象して、假りに一の因果關係を歸納し、其の必然性を明かにして、こゝに一の歷史的法則と稱するものを發見したりとせんか。そは明かに一の因果律、若しくは法則なりとするも、そは個別的因果律にてもなく、——從つて史的因果律にあらず、果た又歷史的法則にもあらずして、一の自然科

學的法則、幷びに自然科學的因果律に過ぎざるべし。而も複雜多樣なる社會事象、文化現象に關しては、斯如き抽象化されたる法則は往々にして單なる論理的遊戯化さるゝこと多く、實際的史的現象の說明に役立つこと甚だ少し。人類の社會的現象の多數が一回的にして、個別的なりとせば、是等各自より抽象されたる法則は最早や社會現象の法則の域を脫して、自然法則に化し去るが故なり。故に余はこゝに歷史的法則と自然的法則とを區別せんと欲するなり。即ち歷史的法則は前述せるが如く、文化價値を目的として、しかあらんとする行程に於ける當爲の法則なりと思惟す。前述せる如く法則が意思の要求に基くものなるが故に、歷史的法則も亦一の目的價値に基き、意思要求の命令法の內容に外ならず。尙ほ意思に關しては後節に說く所あるべし。

余が斯く歷史的法則を認むる點に就ては、明かに前述せるリッケルトの所說に依れり。而も猶ほ文化科學對自然科學の嚴然たる區別を認むるを躊躇す。こは更に一層の研究を必要とすると信ずればなり。(6)

以上述べ來たれる所に依りて、大體余の現在思考せる歷史的法則の如何なるものなりやに就て略々明かにしたりと信ず。尙ほ斯如き史學認識論上の大問題を、未だ研鑽極めて淺き身を以つて、而も簡略に叙述し、輕々に斷定し去るは、素より亂暴の謗を免れずと雖も、こゝには唯現在の余の信ずる處を述べて、それが改定は更に一層の研究の後を待たんと欲す。

余の信ずる歷史的法則は以上述べたるが如きものなり。然らば經濟的史觀論は斯如き歷史的法則と如何なる關係を有するや。其の史觀論の內容に於て、歷史的法則は存在するや否や。

以下節を改めて論究すべし。

（註一）吾人が赤きものを見て、赤なりと斷定を下すは、單なる吾人の willkür にあらず。こゝに云ふ意思の要求とは絕對的意思の要求を指す。本文に述べたる如く各人の赤の概念の內容を異にするにも拘らず、吾人が赤てふ普通の觀念に立つは此の意思に基くものにして、これを宇宙意思と云ふも可なるべし。

（註二）Windelband:—"Die Prinzipien der Logik." S. 18
尙ほ法則に關しては西田幾太郎博士著「思索と體驗」に負ふ所多し。

（註三）Rickert:—"Der Gegenstand der Erkenntnis." 2A S. 212 ff.
（中川得立氏譯「認識の對象」二五三—三四三頁）

（註四）個別的因果律に關しては次の著書に負ふ所多し。
左右田博士「個別的因果律の論理」（「哲學雜誌」第三百七十六號所載）
Simmel:—"Probleme der Geschichtsphilosophie." Zweites Kapitel.

（註五）Seligman:— op. cit. pp. 102（譯書、〇二—三頁）
本書原著の本論文引用の最初の句は "For what is meant by a scientific law?" と云ふ疑問の解答なり。セリグマンは歷史的法則と科學的法則と區別せざるが如し。依つて引用文は前後の關係上却つて邦譯書の歷史的法則とせるに依れり。

（註六）本文中是等科學的分類の其の他哲學的問題に關して論究すべき點甚だ多し。此等すべて他日を期す。
（未完）

マーシアル教授のリカルド價値學說批評（下）

鈴木清吉

三

近代に於てこの光彩陸離たるリカルドの獨創に近づき得し者ジェヴンスに比すべきはなし。然れ共彼はリカルド及ミルに對し並に苛酷なる判斷を下し、其範圍並に科學的價値を兩者の眞